

平成3年度

仙台教育事務所管内
学校事務研修会

記録集

平成4年2月6日～7日

蔵王ハイツ

宮城県仙台教育事務所
仙台教育事務所管内事務職員会

「事務処理上の必要ファイルと整理ポイント」

発表者 城南小学校 主事 堀 肇
司会者 天真小学校 主事 佐々木 一哉
記録者 多賀城八幡小学校 主事 遠藤 亜希子
〃 山王小学校 主事 高橋 淳子

訂正

- P18 一覧表図を下記のとおり訂正

多賀城市立○○中学校

氏名	被扶養者	続柄	生年月日	18歳停止	摘要
阿部 俊男	悟	長男	55.10.14 (1980)	H11.3 (1999)	
佐藤 満	祐子	次女	58.12.21 (1983)	H14.3 (2002)	
高橋 克也	嵩	長男	H2.3.5 (1990)	H20.3 (2008)	

- P19 《整理のポイント》の 別添り を 別綴り に
- P21 《規格》の B5 2穴 を B5S 2穴 に
- P24 《整理のポイント》の 住民票謄本の写し を 住民票謄本 に
- P26 《規格》の A4S を A4E に
- P27 《規格》の A4S を A4E に
- P28 《昇給月・号俸の一覧》の 給料個人票用 を 給与個人票用 に

質疑応答

(質問)

- P 2 3 <時間外勤務・休日勤務及び夜間勤務命令簿>の記入例の中で休息とあるのは休憩の間違いではないか。（労働基準法第34条より「労働時間が6時間を超える場合においては少くとも45分、8時間を超える場合においては少くとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない」とある）

(回答)

- そのとおり

(質問)

- P 2 3 <時間外勤務・休日勤務及び夜間勤務命令簿>の記入例の中で勤務命令時間が17:15～19:15, 13:00～16:00とあるが、休憩時間を含めて17:00～19:15, 12:15～16:00と記入するのが正しいのではないか。

(回答)

- どちらでもかまわないが、事務提要では17:00～19:15, 12:15～16:00となっており、それに従って整理してよい。

指導講評

(次長)

• 学校には「文書規程」があるのか。そして、その文書規程に「へんてつしなければならない文書かファイルしてよい文書か」があるのかないのか。また、例規は本来永年保存で別冊にして置かなければならないものである。

文書規程もしくは学校内部で、「ファイリングできるものとへんてつするもの、例規的な規則・規程・法令に基づく文書関係については別冊にしておく」というような約束を踏まえた上で、へんてつする文書とファイリングする文書を認識し選別する必要がある。今回の発表では、ファイリングできる伝票類・出納簿・帳票等の例示をしたようである。

ファイリングシステムの良さは、見てすぐわかる、簡単に取り出せる、チェックが容易だ、だれでもわかるようになっている、などが考えられる。

逆に、ファイリングシステムの難点は散逸しやすいということである。一つでもなくなるとデータの保存がないので復元は容易ではない。しかし、発表にあったように、糊付けしておけばある程度解消されるものと思われる。大変身近な話題で、《整理のポイント》等の付加価値もあるので、資料の確認照合に役立つでしょう。自分のためにもまた他の職員にも、これを見たり、見せたりすることによって理解する、いち早く理解してもらうことができる。発表にあった以外の方法も考えられると思うが、大変身近な話題で敬意を表します。

P 15 の <旅費予算引去り簿> の《整理のポイント》に「配当令達・令達文書」ということばが使われているが、令達とは「訓令・行政処分を表す別な用語」であり、ここでは「令達」ということばは使わない。

最後に、研究をしていく上で、簡単な文書規程（市・町の教育委員会、なければ簡単な文書規程をつくって）を載せれば、ファイリングがよりわかりやすいものになったと思う。転勤等で他の学校・他の管内に移っても、文書規程の本質（保存年限や易しい文書の書き方等）を押さえておけばよいでしょう。

(経理係長)

- P 15 《整理のポイント》の「配当令達・令達文書」という表現は、「配当通知・通知文書」に変えるとよい。

旅費予算引去り簿は、予算管理を適切にするためのものであり、月末の残額を出して、予算残額を押さえておく必要がある。

指導課予算の分については、<旅費予算引去り簿>を備え付ける義務はないが、金銭の出し入れの把握は必要であろう。

P 25 の <源泉徴収票> の《整理のポイント》のなかで、「税法上 5 年保存となっている」とあるが、これは税の追徴が 5 年に亘って行われるためでしょうか

(日野主事)

- ・<旅費予算引去り簿>に関連して…

年度末に旅費が予算をオーバーしないよう十分注意してください。

- ・<通勤手当認定簿><住居手当認定簿>に関連して…

平成3年12月25日付けで改正されたので、該当者の整理を忘れずに。

また、住居手当認定通知書を全職員提出することになり、その結果住居手当をもらえる事になった職員が多くいたので、特にコード02の職員の所有権の有無を再度確認してください。

おわりに

今回の研究発表は、初任者の方にはいくらか参考になったと思いますが、経験者の方には物足りないものであったかもしれません。しかし、初心に戻って書類整理に役立たせてもらえば、と思います。

「安全点検のマニュアル」

司会者	斗ヶ沢 慶一	(明星中)
発表者	渡 邦修	一(富谷中)
	石 動光	洋(宮床小)
記録者	今 野 千佳	(大衡中)
	新 妻 和哉	(吉岡中)

【質疑応答】

質問 点検をした後の活用の方法を教えてほしい。 (坂元中 大堀康博)

回答 黒川郡では、この安全点検のマニュアルを参考にして各学校に合った点検表を作成し、点検をしていこうということで点検後の活用については各学校に任せさせており、点検後の活用についてまでは研修していません。 (司会者)

質問 安全点検のマニュアルを活用する上で、点検後の処理過程について各学校で参考になるような話などがあったら教えてほしい。 (坂元中 大堀康博)

回答 点検後の活用まで研究できればもっと良いものができたと思いますが、時間の関係等もありそこまで研究することができませんでした。現段階では点検後の活用については各学校にお任せしたいと思います。今後機会があったならば点検後の活用について検討をしていきたいと思います。 (司会者)

意見 この安全点検のマニュアルは各学校で行なっていたものを集約し作り直したもので、したがって基本的な部分しか載っていませんのでこの後の作業(点検をした後の処理等)については、各学校の実情に合わせて活用していただきたい。(吉岡小 横橋政喜)

質問 学校事故の判例の事例2で「大阪地裁」となっているけれども「大阪高裁」の間違いではないでしょうか？それから事例6で「学校の施設管理責任の点で授業中と判断された。」とありますが、「授業中とかわりがないと判断された。」ではないでしょうか？（亘理小 齊藤正則）

回答 事例2「昭和55年5月21日大阪地裁」は「昭和55年5月21日大阪高裁」の間違いました。事例6も指摘のとおり「授業中とかわりがないと判断された。」です。又大阪地裁の判決の日は54年3月1日です。訂正をお願いします。（発表者）

意見 危険箇所を改善したいということで3年続けて予算要求をしたけれども全く補修・改善をしない。このような状態で事故がおきたならば誰が責任をとるのか心配である。

例えば

- 校舎の老朽化による危険箇所
 - 通学路周辺の川、沼関係工作物の欠損箇所
 - プールや囲障、門塀等の危険箇所
- など日常の維持管理活動に不可欠な予算措置を含めてもっと真剣に考えなければならないと思う。（岩沼中 桜井満）

【講評】

秋元次長

潜在危険に付随する事故防止ということですが、事故を起こさないためにはどうしたらよいのか。平成元年度・2年度の2年間について、私なりに管内の学校に「安全点検をしていますか?」という質問をしました。安全点検をしていないという学校はありませんでした。点検後の処置というのは先ほど桜井先生が話されたとおりなかなか実現しないものもあります。これは危ないと思う項目の処置内容についても聞いたところ相当程度の処理はしていると私は認識しています。しかし、それで事故はなくなるのかというと意外と多いのです。

定期点検を行ない、きちんと事後処理をしているにもかかわらずなぜ事故がなくなるのか。平成になってからの学校管理下内における全国の事故の統計がありますが、それによると年間の死亡者数307人、傷害者数1,183人で平成に入ってからの年間の合計数が1,590人というおびただしい数字がでています。いつ起こったのかというと授業中に限らずそれ以外の教育活動でも起こっているのです。もちろん交通事故等もあります。そのうち校内における事故での死亡者200人、傷害にあった児童生徒1,175人。事故という名前のもとに死亡したり怪我をした児童生徒の総数1,375人。ということは、学校管理下内の事故のおよそ6.4%はなんらかの対策をすればこの数字はまだまだ減るだろうと予想することができるし、予想しなければならないものと思います。この統計によると全国では一日あたり約3~4人が学校管理下内に死亡したり怪我をしたりしているということです。この実態はもう少し真剣に考えなければならないのではないでどうか。

「善良な管理を怠った」という言葉があります。事故を起こうと思って起こしたわけでもない事故が起きた際に、思い当たる節のない管理者や担当職員に言われる最後の言葉は「善良な管理を怠った」です。事故の防止というものはどのようにすれば良いのか、絶無になれば良いのだけれどもならないまでもこのおびただしい数からは少しは減少するようにみんなで知恵を絞って考えていかなくてはならないでしょう。「善良な管理を怠った」などと言われないためなく、危ない所は出来る所からどんどん処置をしていかないと大変(危険)なことが毎日続いていくことになります。

ちなみに2年に渡って聞き取り調査をした安全点検の中身は、校地、校舎、倉庫など管理室(職員室)から目の届かない所、焼却炉(スプレー缶の投げ込みによる爆発事故等があり大変危険である)、そして、通学路です。このマニュアルには載っていないが通学路にも潜在的な危険が沢山あり年に1~2回くらいは点検をする必要があるのではないかでしょうか。

千葉経理係長

このマニュアルに示されている事例ですけれども、問題があつてすぐ回答になつていますがなぜそうなったのかという判決要旨に注目してほしい。

例えば事例2の場合、小学校3年生の児童ですが判決に至る途中で次のようなことを言っています。「行動力の旺盛な児童がひさし等に降りたりする危険性はあながち予想されないことではない」。それから事例の10体育館の天井から落ちた事故ですが、これも判決に至る途中で「好奇心と行動力が旺盛で怖いもの知らずの児童が学校側の注意に反してひさし等を登り天井等で遊ぶことは予想し得たと考えるべきである」。そして事例の11では「小学校の高学年の児童の中には精神的発達が未熟であるにもかかわらず肉体的発達が著しく好奇心旺盛なため、通常の大人ですら思い付かない方法で遊んだり学校で決められ又は自分達で定めた規則や約束であってもしばしば破る者がでてくることは十分に予想されるべきである」。このようなことから子供達の行動についても、もっと目を向ける必要があるのではないか。

【まとめ】

次のようなことが新たな課題として示されました。

○点検表を学校に持ち帰ってどう活用するのか

○子供達の視点で見ていく

○判例についてももっと掘り下げていきたい

今後新たな施設設備等の出現によって新たな危険箇所等が生まれてくることと思います。そういう意味からも今回の点検表の作成は通過点であったと思います。

今回の点検表がなんらかの形で今後の安全教育に役立てていただければ幸いです。